

学校いじめ防止基本方針

池田市立石橋南小学校

令和7(2025)年4月4日

第1章 いじめ防止に関する本校の基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、一人または集団で、ある特定の児童に対して心理的または物理的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)を加え、相手に心理的・身体的な苦痛を与える行為である。その行為は、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、被害者・加害者双方の心身の健全な発達を阻害するものであり、児童の人格形成上見逃すことができない深刻な問題である。

子どもたちは、様々な環境で生を受け、家庭を基盤に紛れもなく社会に生きている。昨今の複雑かつ多様化した社会事象を幼い児童も背負って生きている。本校においても児童の背景にあるものに細やかに対応することが求められている。児童を見守っていく教職員の姿勢とチーム学校としての対応の体制を確かなものにしていきたい。

(2) いじめの定義

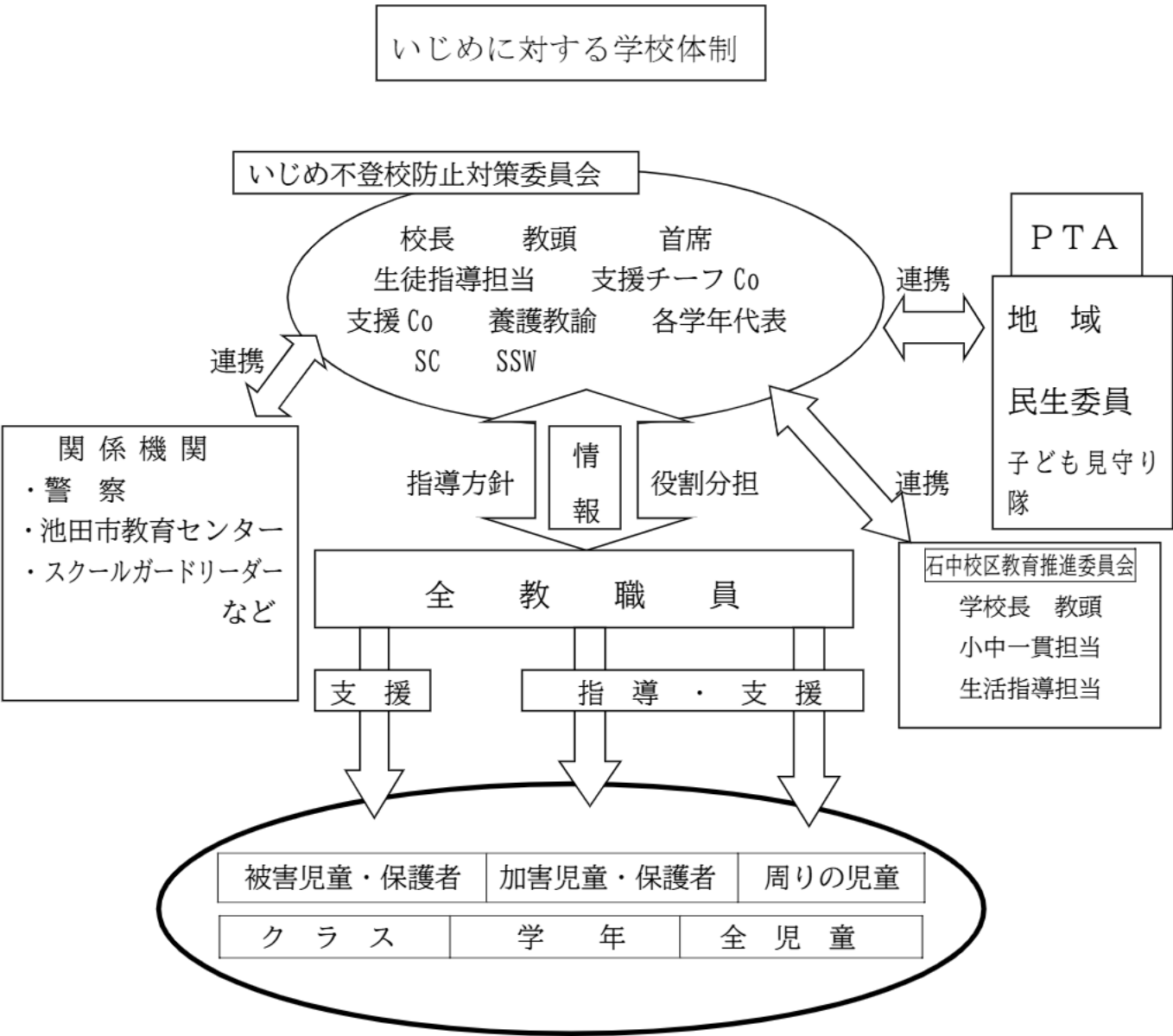
「いじめ」とは、ある児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)によって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口・脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3)いじめ防止のための組織

名 称 「いじめ不登校防止対策委員会」

構成員 校長、教頭、首席、生徒指導担当、支援チーフコーディネーター、支援コーディネーター、養護教諭、各学年代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



※ 組織図やシステムにとらわれず、教職員間で常に情報を共有する。

※ 基本的には、上記のような体制を組んで児童を守る。

ただし緊急を要するものなどは、体制にとらわれず事象に合わせて最善の策を講じる。

第2章 いじめ防止対策

教育活動全体を通して、子どもに『いじめは絶対に許さない』という気持ちを持ち、いじめの傍観者にならない態度を育てる。

「いじめのサイン」を確実に受け止め、迅速かつ丁寧に対処できる体制をつくる。(早期発見)

学校が取り組むこと

- ・いじめとは何かを明確にする。
- ・いじめは絶対に許さないという態度をとり続ける。
- ・休み時間などに子どもたちの人間関係を見る。
- ・一人ひとりを認め、大切に授業づくり・学級づくりを心掛ける。
- ・表情、態度、持ち物などに気をつけ、声かけを心がける。
- ・担任、専科教諭、養護教諭との連携を密にとり、情報交換する。
- ・子ども一人ひとりの生活背景も含めて、児童理解に努める。
- ・人権尊重の精神を粘り強く指導していく。
- ・少しでも気になる事象があれば、必要な範囲で情報を共有し、担任一人ではなく複数の目で児童を観察し、声かけをする。
- ・いじめ・学校生活についてのアンケートを実施し、児童の状態を把握する。

※ 毎学期に一度、記名式で必ず実施する。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、教育センターの相談員との連携、情報の共有をはかり早期に教育相談ができるような体制づくりを進めていく。
- ・教職員は資質向上のため、人権に関する研修に積極的に参加し、学んだ内容を職員全体で共有する。
- ・携帯電話や、インターネットの利用の仕方について外部から講師を招き、児童、保護者、教師が講演を聴く機会を設ける。
- ・子どもの人権意識を育てるためのカリキュラムを組む。また、カリキュラムをつくる際、学年ごとに切れてしまうのではなく、6年間のつながりを意識してつくる。

学校と家庭で取り組むこと

- ・児童や、保護者が気になることがあれば、何でも話しあえる信頼関係を日ごろから築いていく。
 - ・友だち同士のトラブルや普段の様子で変わったことがあれば、家庭と連絡を取り合うようにする。
- また、いいニュースなどもすすんで連絡を取り合う。

学校と地域で取り組むこと

- ・地域からの情報も貴重なものとなる。学校のいじめに対する方針を伝え理解してもらえるよう努め、地域との連携を深めていく。

第3章 いじめに対する措置

いじめを受けている子どもは、どんなことがあっても守り通すことに徹し、生命や身の安全を最優先する。

いじめを発見した際には

- ・毅然とした態度で、いじめをやめさせる。

聞き取り【事実確認】

- ・いじめから全力で守ることを約束し、心に寄り添った指導をする。
- ・速やかな対応を心がけ、担任を中心に複数の教員で、事実の把握を行う。
- ・多数の児童が関わっていることも考えられる場合は、当該児童の気持ちを確かめながら、集団への聞き取りも行っていく。

具体的な措置【連携など】

- ・いじめ不登校防止対策委員会で情報共有し、対応や役割分担について話し合う。
- ・管理職や担任に伝えたくて、両保護者への対応も即日行い今後の学校の姿勢等を伝える。
- ・いじめに対して、見て見ぬふりや、見ているだけでも、いじめていることと同じであることを考えさせる。いじめられた児童の苦しみを具体的な根拠を示しながら、指導する。
- ・関係機関とも密に連携を取り、迅速かつ親身に対応できるようにする。また、事象によっては、警察などとも連携をする。

事後のケア【見守りなど】

- ・精神的なダメージや身体的なダメージを的確に把握し、回復を支援する。
- ・いじめを再発させないために、いじめた児童の背景にも目を向ける。